

## 神奈川県生産性向上・職場環境整備等事業給付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を給付金として交付することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的として、神奈川県生産性向上・職場環境整備等事業給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化支援事業の実施について」（令和7年4月1日医政発第0401第5号厚生労働省医政局長通知）の別紙「医療施設等経営強化支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化支援事業費の国庫補助について」（令和7年5月2日医政発第0502第8号厚生労働事務次官通知）の別紙「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱」（以下「国交付要綱」という。）並びに「補助金の交付等に関する規則」（昭和45年神奈川県規則41条。以下「規則」という）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (給付の対象施設)

第2条 対象施設は、神奈川県内に所在し、かつ、令和7年3月31日時点で別表1に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている施設（以下「給付対象事業所」という。）とする。

- (1) 病院、有床診療所、無床診療所（健康保険法第63条第3項第1号に定める保険医療機関に限る。）
- (2) 訪問看護事業所（介護保険法第41条第1項本文の指定を受けた者で、法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者に限る。）

### (対象となる取組)

第3条 給付対象事業所において、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善を図ることを目的に実施する別表2の取組みとする。

### (給付金の算出方法等)

第4条 給付金は、別表3に基づき算出した額と実支出額を比較して少ない方の額を支給する。ただし、選定された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

### (給付金の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者は、神奈川県生産性向上・職場環境整備等事業給付金申請書（様式1）に知事が別に定める書類を添えて、知事が別に定める期日までに知

事に提出しなければならない。

- 2 給付金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を対象経費とする場合にあっては、当該給付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に対象経費に占める給付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該給付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第6条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、給付金の交付対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
  - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
  - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ給付金の交付を申請した事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を知神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
  - 3 知事は、給付金の交付を受けた事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（給付金の交付決定）

第7条 知事は、前2条の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、給付金の交付を決定し、通知する。ただし、給付金を交付しないと決定した場合、申請者に対し、理由を付して、通知するものとする。

（給付金の交付条件）

第8条 この給付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 取組を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなけれ

ばならない。

- (2) 取組が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 給付対象事業所は、この給付金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (4) その他規則及びこの要綱等の定めに従うこと。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(決定の取消し)

第10条 知事は、給付金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 給付対象事業所に該当しないことが判明した場合
- (2) 給付金の交付決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合
- (3) その他、偽り等不正の手段により給付金の交付を受けたことが判明した場合

(状況報告)

第11条 給付対象事業所は、知事の要求があった時は、給付対象となる取組の遂行状況について、知事が別に定める書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 実績報告は、神奈川県生産性向上・職場環境整備等事業実績報告書(様式2)に知事が別に定める書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に報告するものとする。

- 2 消費税及び地方消費税を対象とする場合にあつては、対象事業所は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該給付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを給付金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(給付金の返還)

第13条 知事は、給付金の交付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返

還することを命ずる。

2 知事は、交付すべき給付金の額を確定した場合において、すでにその額を超える給付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 消費税及び地方消費税を対象経費とする場合にあつては、給付対象事業所は、実績報告後に消費税の申告により当該給付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事が別に定める書類を添えて、すみやかに知事に対して報告しなければならない。

また、給付対象事業所が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、給付金に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該敷いて控除税額を国庫に返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 取組により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上(民間団体にあつては30万円)の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの給付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 取組により取得し、又は効用の増加した財産については、取組完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(書類の整備等)

第16条 給付対象事業所は、補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

(1) 給付対象事業所が地方公共団体の場合

事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 給付対象事業所が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第17条 給付金の交付を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- （1） 住所、氏名又は法人名を変更したとき。
- （2） その他申請内容に変更があったとき。

（その他）

第18条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月29日から施行する。

別表 1

0100 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）
0102 入院ベースアップ評価料（医科）
P102 入院ベースアップ評価料（歯科）
訪問看護ベースアップ評価料（I）

別表 2

取組内容	対象となる取組
ICT 機器等の導入による業務効率化	タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入等
タスクシフト/シェアによる業務効率化	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア等
給付金を活用として更なる賃上げ	処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善等

別表 3

給付対象事業所	基準額
病院、有床診療所（許可病床数が5床以上）	使用許可病床数×4万円
有床診療所（許可病床数が4床以下）、無床診療所、訪問看護事業者	1施設×18万円

## 備考

- 1 各病院及び診療所における病床数は、医療法第27条に基づく使用許可病床数を原則とする。
- 2 有床診療所又は無床診療所は、歯科診療所を含む。